

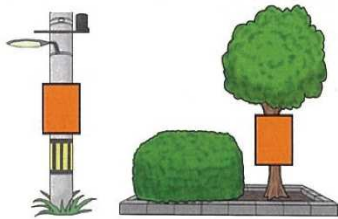
STOP 違反広告

許可を受けずに
掲出する違反広告や
老朽化して危険な
違反広告を郡山市から
なくしましょう!

9月1日~10日は、
「屋外広告物適正化旬間」

国土交通省では、9月1日から10日までの
10日間を「屋外広告物適正化旬間」と定めています。
期間中は、全国で自治体や関係団体が協力し、屋外広告物法
及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する
住民や企業の意識啓発等を推進するための活動をしています。

違反広告の例



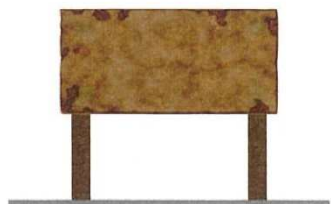
電柱や**街路樹**に、ポスターやビラなどのはり紙を掲出
することは**市条例により禁止**されています。

違反広告を見かけたら、違反場所を確認のうえ
右のQRコードから通報してください。



店舗などの看板を掲出する場合で、
敷地内全体の表示面積の合計が15㎡を超えるときは、
市条例による許可が必要です。

許可を受けた看板には、許可シールが貼られています。



次に掲げるものは、禁止広告物のため、掲出できません。

- ・ 著しく汚損した看板
- ・ 塗料が剥離または退色した看板
- ・ 著しく破損した看板

※看板の所有者や表示者
等には、安全点検を含む
管理義務があります。

●このチラシに関するお問い合わせ先
郡山市開発建築法務課

電話番号 : 024-924-2371

e-mail : kentikuhoumu@city.koriyama.lg.jp



屋外広告物は、定期的な **安全点検**が必要です。



屋外広告物を掲出する者は、郡山市屋外広告物条例により、
日頃から当該広告物を適正に管理する義務があります。さらには、許可更新の際、安全点検（目視点検・標準点検）の実施結果を報告する義務があり、その点検には、有資格者による
ことが必要な場合もあります。そのため、屋外広告物を掲出する場合は、その後の管理方法や
安全点検の手法も検討したうえで決定し、許可申請を提出願います。

有資格者による点検

高いところの標準点検は、
高所作業車や足場を利用して、
点検する必要があります。

地上から広告物の上端までの高さが**4mを超える**
広告物は、一定の**有資格者の点検**が必要です。

●有資格者とは？

- 屋外広告士
- 日本屋外広告業団体連合会及び日本サイン協会が実施する点検技能講習の修了者
- 職業訓練指導員等
- 建築士（1級・2級）
- その他、市長が適当と認める者

●点検対象の広告物

建植広告板、壁面利用広告板、建植広告塔、
壁面突出広告板、屋上利用広告板、屋上利用広告塔 など

●点検対象から除外される広告物

アドバルーン、広告旗、広告幕、はり紙、はり札、立看板 など

地上**4m**を
超えるもの

有資格者による
点検が要件

2 3 4 5

所有者または占有者
による点検が要件

1 6



点検時期と点検方法

●目視点検とは？

広告物等の各部における傷、汚れ、変形、
さび等の状態について目視により点検
を行うもの。

●標準点検とは？

概ね 60cm 以内に近づき、目視、触診、
打診及び検査により広告等の外部及び
内部について点検を行うもの。



点検時期	表示、設置、 変更時	災害の発生時または 発生後直ちに	広告物等の設置からの経過年数	
			2年、4年、6年	8年、以降2年毎
点検方法	標準点検	目視点検 ※報告義務なし	目視点検	標準点検
		目視で安全性の判断が できない場合は標準点検		



留意 事項

- 1 建築基準法の完了検査を受ける場合、設置時の点検は要さない。
- 2 強風、塩害など特殊環境下にある広告物等は点検頻度を高めること。
- 3 設置時期が不明な広告物については、点検方法はすべて標準点検とする。 ※災害の発生時または発生後を除く。